

平成28年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程

平成28年7月12日

第1 通則

一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会（以下「連合会」という。）及び一般社団法人 環境共生住宅推進協議会（以下「協議会」という。）が行う平成28年度地域型住宅グリーン化事業に要する補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び第16に定める関係法令及び関連通知によるほか、この規程の定めるところによる。

第2 目的

この交付規程は、地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱（平成28年4月1日国住生第761号）（以下「要綱」という。）第20の規定に基づき、連合会及び協議会が、地域型住宅グリーン化事業に関する事務事業を行う者として補助金交付の手続き等を定め、その業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

第3 交付対象

補助金の交付対象事業は、国土交通省から採択を受けたグループの構成員である施工事業者による事業とする。

第4 補助金の額

補助金の額は、要綱第5に定められた補助限度額以内とする。

第5 補助金の交付の申請

補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書等、必要な書類を連合会又は協議会に提出しなければならない。

なお、過去3ヵ年度内に住宅局所管事業補助金において、本規程第13（交付決定の取り消し）に相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）の本補助金への申請を原則として制限する。

本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等について、申告を求める。本補助金の交付後に、当該申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、本補助金の返還（補助金の交付から返還時までの法定利息に係る分を含む）を求めることができる。

第6 補助金の交付の決定

連合会及び協議会は、前項の規定による補助金交付申請があったとき、審査の上適当と認められるときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容、及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付等の申請をした者に通知するものとする。

第7 申請の取下げ

前項の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金交付の決定の内容、及びこれに付された条件に不服があるときは、連合会又は協議会の定める期日までに申請の取り下げを行うことができる。

第8 計画変更の承認等

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知書を受けた住宅、若しくは建築物について、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ連合会又は協議会の承認を得なければならない。
 - 一 交付申請の内容又は交付申請に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - 二 交付申請を中止し、又は廃止する場合
- 2 補助事業者は、当該事業が予定の期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合は、速やかに連合会又は協議会に報告しその指示を受けなければならない。

第9 状況の報告

連合会及び協議会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

第10 実績の報告等

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8第1項第二号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、第17に規定する地域型住宅グリーン化事業手続きマニュアル（平成28年度）に定める実績報告受付期間に、実績報告書及びその他必要な書類を連合会又は協議会に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は第1項において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ連合会又は協議会の承認を受けなければならない。

第11 補助金の額の確定

連合会及び協議会は、前項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第12 補助金の支払い

- 1 補助金は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払われるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を連合会又は協議会に提出しなければならない。

第13 交付決定の取り消し

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、連合会及び協議会は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - 一 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合
 - 二 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
 - 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金交付の決定内容その他法令、又はこれに基づく大臣の処分違反した場合
- 2 補助事業者は前項の返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければならない。

第14 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

第15 書類の様式及び提出方法

- 1 本規程に基づく補助事業に係る書類の様式は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち、補助事業者が申請又は報告等すべきものについては、連合会又は協議会に必要部数提出するものとする。

第16 運営

- 1 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日付政令第255号）
 - 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日付総理府・建設省令第9号）
 - 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通知）
 - 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通知）
 - 五 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付建設省住総発172号住宅局長通知）
 - 六 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成7年11月20日付建設省会発第641号建設事務次官通知）
 - 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付国住総発第37号住宅局長通知）
 - 八 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成20年12月22

日付国住総発第67号住宅局長通知)

九 その他関連法令等に定めるもの

- 2 一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会、及び一般社団法人 環境共生住宅推進協議会内に各々地域型住宅グリーン化事業実施支援室を設置し、事務を行う。

第17 雑則

この規程に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請手続きマニュアル（平成28年度）に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月12日から適用する。

別表-1 (交付申請)

種別	提出書類	様式				
		長寿命型	優良建築物型	高度省エネ型		
				認定住宅		ゼロエネ
				低炭素	性能向上	
交付申請	補助金交付申請書一括提出届	様式 1	様式 1	様式 1	様式 1	様式 1
	補助金交付申請書	様式 2	様式 2	様式 2	様式 2	様式 2
	建築士による適合確認書					様式 2-2
	対象住宅の建設計画	様式 3				
	対象建築物の建設計画		様式 3			
	補助対象工事費及び補助申請額の確認書			様式 3	様式 3	様式 3
	掛かり増し費用算定書					様式 3-2
	地域材使用量計画表	様式 4	様式 4	様式 4	様式 4	様式 4
	地域材供給体制計画表	様式 5	様式 5	様式 5	様式 5	様式 5
	要件への適合確認書	様式 6	様式 6	様式 6	様式 6	様式 6
	長期優良住宅の認定を受ける予定であることの誓約書	様式 7				
	木造建築物の要件である認定または評価等を受ける予定であることの誓約書		様式 7-1			
	低炭素住宅の認定を受ける予定であることの誓約書			様式 7-2		
性能向上計画認定を受ける予定であることの誓約書				様式 7-3		

別表-2 (実績報告)

種別	提出書類	様式				
		長寿命型	優良建築物型	高度省エネ型		
				認定住宅		ゼロエネ
				低炭素	性能向上	
実績報告書	実績報告一括提出届	様式 8	様式 8	様式 8	様式 8	様式 8
	実績報告書	様式 9	様式 9	様式 9	様式 9	様式 9
	建築士による適合確認書 (BELS 認証用)					様式 9-2
	建築士による適合確認書 (委員会採択用)					様式 9-3
	対象住宅の建設報告	様式 10				
	対象建築物の建設報告		様式 10			
	補助申請額の精算書			様式 10	様式 10	様式 10
	掛かり増し費用精算書					様式 10-2
	対象住宅の写真	様式 11		様式 11	様式 11	様式 11
	対象建築物の写真		様式 11			
	グループの特徴を現した 写真	様式 12	様式 12	様式 12	様式 12	様式 12
	地域材使用量実績表	様式 13	様式 13	様式 13	様式 13	様式 13
	地域材供給体制実績表	様式 14	様式 14	様式 14	様式 14	様式 14
	要件への適合確認書	様式 15	様式 15	様式 15	様式 15	様式 15
	BEL S 付加要件の建築士に よる適合状況確認書		様式 15-1			
	BEL S 付加要件の設置状況 写真		様式 15-2			
	三世代同居対応住宅の要件へ の適合確認	様式 15-3		様式 15-3	様式 15-3	様式 15-3
	他の補助金等の申請・受給を 行わないことの確認書	様式 16	様式 16	様式 16	様式 16	様式 16
請求書	様式 17	様式 17	様式 17	様式 17	様式 17	

別表-3 (共通様式)

種別	提出書類	様式
事業の中止	補助事業交付決定中止承認一括提出届	様式 18
	補助事業交付決定中止承認申請書	様式 19
補助金の交付	補助金交付決定通知書	様式 20
補助金の確定	交付額確定通知書	様式 21
補助金の中止	補助金交付決定中止承認通知書	様式 22